

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
 TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
 URL <http://年年homepage3.nifty.com年inoken-aichi年>



ユーモアある記念講演に耳を傾ける総会参加者

あいさつする高木理事長

労災防止と脱原発など幅広く連帯を！

22 期総会

記念講演に「未来工業」山田氏

愛知健康センターの22期総会が8月25日(土)午後1時半から労働会館で行われました。あいさつにたった高木弘己理事長は、いまま福島原発では3,000名の労働者が放射能汚染の危険の中で働いている。緊急課題の脱原発と併せて、過労死防止法制定運動の重要性が提起されました。

第一部の記念講演は「日本一社員を幸せにする」と言う、未来工業(株)の創設者山田昭男相談役を迎えてその経営哲学を学びました。山田氏は大手の電機器具メーカーに太刀打ちするためにはアイデア商品を開発し、その利益を社員に還元する。労働者に喜んでもらって更にい

い仕事をしてもらう。「人材」ではなく「人財」と強調されました。会場はその経営哲学に共感。ユーモアもたっぷり、笑いの絶えない、あっという間の2時間でした。

第二部に入る前、労災認定争議等で解決した5氏(小池、小出、堀、坂元、上段)からカンパが寄せられたお礼として、高木理事長から出席された、堀しずゑさんと小出典子さんに感謝状が手渡されました。

休憩を挟んで、第22期の総会を行いました。議長には名古屋市職労の奥村敏男理事と建交労の石村ひろ江理事を選出しました。

来賓の挨拶は全国センターの佐々木昭三理事、

愛労連の樽松佐一議長、愛知争議団の植木日出男事務局長からお祝いと期待の挨拶を頂きました。

議事に入り、21 期の活動総括(案)と 22 期の運動方針(案)について

- ①原点は労基法と労安法を生かす取り組み
- ②労災を防ぎ健康で安全な職場づくり
- ③原発廃止！自然エネルギーへの転換
- ④幅広いネットワークでいのちと健康を守る
- ⑤愛知健康センターの組織強化の「5 本柱」を提起しました。特に③は危険な原発廃止を揚げ連帯した取組みを鈴木明男事務局長から報告がありました。会計報告と 22 期の予算(案)が大家信義会計担当事務局員からそれぞれ提案。会計監査報告を土井照雄監事から受けました。

恒例の「名古屋過労死を考える家族の会」の紹介と訴えが行われました。この企画は訴訟中の原告支援を目的として労災認定などを勝ち取るための「愛知健康センター方式」の具体化です。それぞれの争議で原告を先頭に、支援する会と愛知健康センターもバックアップします。鈴木美穂代表が司会を担当し争議中の刈谷市職員・倉田事件、豊橋市立石巻中学校・鳥居事件、メイコウアドヴァンス・原田事件、アイシン機工・吉田事件、寺井土木・関岡事件と岐阜市職員・伊藤事件が紹介され支援を訴えました。

討論は 7 名が発言

- ① 沖縄の基地問題と 11 月 21 日に行われる、青年劇場公演「普天間」の取り組みと公演成功を目指して全税関の鈴木秀昭さんから来場要請がありました。
- ② 医労連の西尾美沙子さんから医療現場の深夜労働、16 時間の超長時間労働で 20 代の若者の過労死などが報告され、問題提起されました。
- ③ 倉田利奈さんは刈谷市職員だった夫の過労死を認めるために最高裁に上告しました。逆転勝訴を目指してがんばります。ご支援よろしくお願いしますと呼びかけました。
- ④ 重工産業労組の加納博さんはアスベスト被

災者救済の 110 番を 9 月 29～30 日に取り組むこと。アスベスト疾患の労災認定基準の改定を訴えました。

- ⑤ 杉林信由紀さんは中学校教諭の鳥居建仁さんの公災認定訴訟の支援で具体的に署名と上申書のお願いが訴えられました。また過労死防止基本法の制定を呼びかけられました。
- ⑥ 全医労の長尾実さんは今、国立病院の職員がメンタル疾患などで病気休職後、職場復帰のプログラムで療養休暇が与えられますが、その算定に本来週休であるはずの土日まで療養休暇扱いとなっている不当性の改善を訴えました。
- ⑦ 新日鉄の手塚治男さんは職場のパワハラ of 常態化と思想差別。身体障がい者への差別実態を報告。その改善を訴えられました。

特別決議を吉川正春事務局次長が提案しました。採決ではすべての議案が満場一致で採択されました。なお、特別決議は過労死認定基準の時間外労働月 80 時間を超える三六協定を労働基準監督署が受け入れている矛盾を正すもので厚生労働省など国の機関へ届けます。新役員は在席した副理事長の水野幹男弁護士を始め、理事、事務局員、顧問の皆さんを紹介しました。

閉会の挨拶で近森泰彦さんは 22 期の運動方針は脱原発を含めた 5 本柱の取組みを幅広く呼びかけました。総会には 88 名が参加しました。

(文責 鈴木明男)

身振り手振りで弁舌をふるう山田講師



お客さんを感動させる商品 それを作る社員を感動させる会社（講演）

「(愛知健康センターが)20年つぶれずおめでとうございます」のギャグから始まった山田昭男さんの講演は独特の語り口で次々と飛び出した。総会参加者を引きつけた2時間だった。その言葉を拾ってみた。

- ・会社は金もうけが目的。ところが儲かっている会社はほんの一握り。日本の会社の97%が経常利益4,000万円も上げられない時代。
- ・企業は売り上げを伸ばし大きくなる。大量に売れば値引きする。ところが残業代などで逆にコストが上がり儲からない。
- ・未来工業は大量購入に値引きはおこなっていない。商品に価値があるから値引かない。
(未来工業は電気・ガス・水道などの住宅用設備資材を扱う。電気スイッチの内側に取り付けられるスイッチボックスでは全国シェア80%を握る。これは現場で職人さんが使いやすいものを工夫したもの。現場のアイデアが生きている。商品価値で勝負している)
- ・社員がいやいや働くのではだめ。会社にとって社員ががんばることが大切。
- ・「パート」や「派遣」というのが正規職員と比べて給料は半分、ボーナスは20%。これで頑張れるか。未来工業は全員正規社員。
- ・人を生産過程の「もの」扱いでなく、人間扱

いする。社員が喜んで働くのが大切。そのために、給料は60才到達時の平均年収700万円相場並み以上の水準。以下現在行われている内容を列挙

- ・定年を70歳にした。給料は下がらない。
- ・子供を出産したら手当と3年間休職。
- ・夏休み12日間(8月8日から19日)
- ・冬休み20日間(12月25日から1月15日)
- ・残業は無し
- ・年収5千万円、6千万円を持って行く人が会社にごろごろいれば社員の給料に回らない。
- ・作業服の支給は社員をいじめるようなものカーキー、ブルー、グレーの三色くらい。若い人にはダサイ、年2回被服費を支給
- ・3人以上の部活動があれば、毎月1万円、年12万円の補助がある。現在180の部がある。
- ・自分の趣味は演劇。社員には趣味を持ってと言っている。
- ・8時間は働き8時間は睡眠、4時間は生活、4時間は自分のために。残業があれば社員は寝るだけ。人間らしさが無くなる

いまの時代にあって、揺らぐことのない「社員を信頼し、大切にする」会社経営を貫く、山田さんの信念を見た。
(文責吉川正春)

岐阜・大垣市に未来工業を訪問

名古屋から車で1時間、長良川堤防道路を北上。名神高速道路手前に、白い4階建ての建物が田んぼの中にぽつんと立っていた。目的地未来工業である。

入り口付近でうろうろしていると、担当者が来て案内してくれた。聞くと受付部署はなく、来客(業者)は玄関ホール横の部屋にある電話で直接担当者と連絡を取るとのことだった

最初に、展示室でこの会社を支えている商品の数々を紹介された。現場の職人さんの声が生かされ扱いやすいものがヒット商品として並んでいる。廊下や室内も蛍光灯一つごとに点・



消灯するヒモがぶら下がっている。

工場案内では見学者がいても普段通りで、社員は部外者の我々にだれもが気軽なあいさつし

てくれた。作業服は統一されてなくバラバラで、それぞれの服を着用していた。ただ、製造機械（プラスチックの casting）のあるラインでは、担当の女性は長袖を着用。運搬業務のある資材場では安全靴を着用していた。当日も暑い日で工場内の冷房は、局所冷房と工場ごとの冷房がそれぞれの部署で管理されており、不快さは感じなかった。

食堂で一緒に昼食（350 円）を食べた。社員は食事を済ましてすぐ戻るのではなく、あちこちでグループの談話が弾んでいた。女性が多い職

場でもある。労働組合はないが、職場の環境や作業には安全管理は安全衛生委員会が開催されている。

見学後、山田相談役がテレビ局の取材を終えたといって面談していただいた。気さくな話し口でいろいろ質疑をやり取りした。記念品がサインペン二本、説明はなかったがインターネットで調べると「けがきペン」ヒット商品だ。（コンクリートなどに印をつける。ペン先が傷んで使えなくなるので、ペン先を引き出し、5 回まで切りとって使える。

二兎を追って一兎を得た「点字裁判」

原告 梅尾朱美

「障害程度区分認定」で、介護4が介護1と認定され、その処分取り消しを求めた障害者裁判（点字の訴状、弁護士無し）で、名古屋地裁は提訴棄却の不当判決を出しました。

——梅尾さんのメッセージです——

「原告の請求を棄却する」と言う裁判長の声が法廷に響いた瞬間の気持ちを、今も私は正確に思い出すことができません。確かに「判決は出てみなければ分からない」と言われ「行政訴訟で勝利するのは難しい」とも言われて、それなりに覚悟はしていたはずですが「全面敗訴」の覚悟まではできていなかったようです。判決理由の朗読を聞くうちに体が震えるような怒りが込み上げてくるのを感じました。

個々の障害者の障害や心身の状況を把握するための「障害程度区分認定」で、私自身の状況は何も変わらないのに1回目は6段階中4と認定され、2回目は1になりました。これではあまりに差が大き過ぎるのでその理由を明らかにするとともに、この処分を取り消してほしい、というのが今回の裁判であり、その請求が棄却されたのです。判決文は「区分1の認定に不合理性はない」と言う名古屋市の主張を全面的に認めただけでなく、名古屋市が主張していないことまで書き加えて私の請求を退けるものでした。

「障害者の生活の質など物の数ではない」と言わんばかりのこの判決は決して許せませんが、結果は悪いことばかりでもありませんでした。

この裁判は点字の訴状が受理されて始まり



3月21日裁判後の報告会での梅尾さん

ました。その後も準備書面や陳述書など私が提出するものは全て点字文が採用され、被告名古屋市の提出物も裁判所の要請で証拠以外は全て点字化されました。

また、判決文も点字のものが提供されることになっています。その他にも裁判所は、私の視覚障害に対してさまざまな配慮を示してくれたのも事実です。したがって私の生活そのものは切り捨てたけれど、裁判所の中での権利は守ってくれた、ということになります。しかしこのことも私たち障害者の権利を発展させる上では大きな成果だったとおもっています。

「二兎を追うものは一兎をも得ず」と言われますが、今回は「二兎を追って一兎を得た」ことになりました。

健康センターのみなさんには署名や傍聴など、さまざまなご協力をいただきました、本当にありがとうございました。

100万人署名 東三河で学習会開く

報告 杉林信由紀

去る8月31日、東三河100万人署名推進連絡会は水野幹男弁護士を招いて豊橋市職員会館にて学習会を30名で行いました。

また、「名古屋過労死を考える家族の会」代表鈴木美穂さんから、100万人署名運動に取り組む、過労死家族の思いを込めた切々とした訴えがありました。

水野弁護士から、過労死防止法制定に向けて全国過労死弁護団連絡会議と過労死を考える過労死家族の会が取り組んできた経過、超党派の国会議員と連携して院内集会を積み重ねて100万人署名運動が始まった活動を分かりやすく説明しながら、名古屋で過労死裁判に初めて取り組んだ自らのエピソードが紹介されました。当時は「過労死」という概念さえない中で、裁判に勝つために過労死裁判があれば九州まで出かけて傍聴するなど、まさに地を這うような努力で闘った経験談は、過労死裁判にいつも熱い思いで臨まれている、水野先生の原点に触れた思いで感動しました。

講演の後、連絡会の熊谷武さんから今までの取りくみとして、東三河地域内の労働組合、民主団体への署名協力要請訪問を行ったこと、新婦人の会豊川支部から2回にわたり集めた署名が届いたこと、地元選出国會議員(民主)への要請行動の取りくみが報告されました。さらに100万人署名に限りなく近づけることが国会の超党派で防止法を制定させるキーポイントであると強調し、東三河で運動を積極的に広げていきたいと思いますと行動提起があり、そのためのこれからの課題として

- ①地域内の労働組合に取り組みの強化を要請する。
 - ②兵庫の取りくみに学び連合労組にも積極的に要請する。
 - ③地方議会で意見書採択をさせる働きかけを行う。
- 以上について確認されました。

さらに会場でのカンパの訴えに2万数千円が寄せられ、過労死防止基本法制定に対する参加者の思いが示されました。

家族の会 鈴木美穂さんの訴え

大阪の八尾市や、枚方市では議会が防止法の意見書を採択、京都も続けと頑張っています。きちんと説明されたら、どうして反対できますでしょうか。命の問題は、誰にも降りかかる事です。私共が求める過労死防止基本法は、柱は3つだがシンプル&ベスト。どうしても制定にこぎつきたい。

私は、過労死を無くすにはどうしたらいいか？と質問されることが有ります。ただ労働基準法を守らせることである。ところが、先日新聞発表によれば大企業の方が労使と協定を結び、これを良いことに、残業は青天井です。企業にとっては、毎日が繁忙期と言う事なのです。明らかな「違法」であるのに、残業手当もなく、個人の声は届かない。また、新卒で採用されても、十分な指導や援助のないまま「即戦力」として働かされる現実である。仕事のある人、仕事にありつけない人のギャップの大きい現実を変えなければ、若者の未来は無い。

働く者の命と健康を守るのには、もはや個人の力だけでは守れない。「過労死防止基本法」を制定し、過労死を無くす事を国が宣言し、荷重を分け合う働き方をしないと将来のある皆さんが潰れてしまう。

先日も30代の息子さんを持つ母親の投書を読みました。開発関係の子供さんは、会社に15時間いるという。土日は昼過ぎまで寝て、それでも仕事に行くこともある。食事も親と同居でもコンビニ弁当になって、夜中の帰宅を玄関の靴で確認する、会話する時間も持てないと心配する内容です。恋愛も結婚も出来ない、30歳を過ぎた彼に今の仕事を辞めたら代わりを見つけないのは困難。

未来工業の「残業させたら割増賃金を払うと、会社が損する」と言う考えを、他の会社も学べし。労働分野の基本法は無いそうなので、過労死防止基本法の制定・1号になりますよう皆様のご支援を頂きたいと思います。永田町もどうなるのか？心配しています。

アスベスト広がる被害

アスベスト対策連絡会第5回総会を開く

7月6日、アスベスト対策愛知連絡会第5回総会にて毎日新聞大島記者に記念講演をお願いしました。大島記者は今年50歳、大阪本社で編集委員を務めながら引き続いてアスベスト問題を追いかけている稀有な勇氣ある方です。アスベスト報道で2006年科学ジャーナリスト賞、2008年新聞協会賞を受賞されました。

講演で触れられた近著「アスベスト広がる被害」（岩波巣新書）の一部を伝えしてみなさにも興味を持っていただき一読されることをお勧めします。

以下抜き書きをしておきます。

「2000年から40年間に日本で10万人が亡くなる」（p-34）、「2005年夏のアスベストショック（久保田）後2011年2月末には労災認定数は14000人に達した」（p-98）、「大阪高裁は08年12月住友ゴム工業の退職者が加盟する兵庫ユニオンの団交権を認める判決をくだした」（p-123）、「アスベスト除去問題・・・アスベスト監視を担当新宿区生活環境下は、除去工事監視を法的にはNP0への委託ができると考えた」（P横163）、「アメリカでは9・11テロで世界貿易センターから高濃度のアスベストが飛散した」。

消防士や警察官らは健康被害を訴えニューヨーク市などに損害賠償を求め集団訴訟を起

こした。その結果、原告1万人以上に役520億円が支払われる内容の和解が2010年11月に成立した」、「アスベストの除去現場には建築物解体等のお知らせの看板があり・・・アスベストの有無の事前調査は石綿障害予防規則に基づきすべての解体工事の際に必要でありその記録は40年間保存する義務がある」（p-209）などきわめて実用的な内容が盛りだくさんです。

アスベスト被害は曝露後40年も経って現れます。現在の医学では治療方法が確立されてなくて死に至るケースがほとんどです。福島原発から放出された放射能はこれから多くの子供たちを悲劇のどん底に突き落とすことが予測されています。アスベスト、放射能はともに時間経過とともに深刻な事態を引き起こすというところが同じです。

クボタショック以降高まる関心のもと、アスベスト患者やNP0関係者の努力によって、アスベスト死亡者を出した企業名の公表を厚労省に行わせることができました。（7P参照）

これにならって「過労死を出した企業名公表」を求める運動や関西電力東海支社、中部電力に対して若者たちが音頭をとる「大飯原発止めよ」、「浜岡は廃止にせよ」行動にも参加しています。

（文責 近森泰彦）



アスベスト広がる被害 大島講演を聞く総会参加者

アスベスト 労災認定事業所

厚労省公表
2012.6.26

中日新聞

①事業所名②労災保険法
支給決定件数(うち死者
数)救済法支給決定件数③
石綿取扱期間④現在の取り
扱い状況⑤建設業について
は厚労省が①②のみ公表

建設業

◆愛知県◆

①株力ケン②1(0)

①株間組名古屋支店②
1(0)0

①株村瀬業務店②1
(0)0

①共立電気工事株②1
(0)0

①清水建設株名古屋支
店②1(0)0

①ニチアス株名古屋支
社②1(1)0

①東海プラントエンジ
ニアリング株②1(0)

①高橋工業株②1
(0)0

①浅野スレート株名古
屋支店(現株エーアンド
エーマテリアル中部支
店)②2(0)1

①富田木材②1(0)

①有愛知スレート工業
所②1(0)0

①大冷工業株豊橋支店
②1(0)0

①有寿塗装工業②1
(0)0
①柴田業務店②1
(0)0
①辻建築②1(0)0
①株吉村組②1(0)

①株日の宮工業②1
(0)0
①株服部工作所②1
(0)0
①三機工業株中部支社
②1(0)0

①千代田電子システム
株②1(0)0

◆岐阜県◆
①有向野板金②0
(0)1
①有加藤商事②1
(0)0

①鹿島建設株名古屋支
店(現鹿島建設株中部支
店)②1(0)0

①有スナダサカン②1
(0)0

◆三重県◆
①中里建設株②1
(1)0
①大善松本建築②1
(0)0

①鹿島建設株名古屋支
店②1(0)0

①鹿島建設株名古屋支
店②1(0)0

①日本車両製造株②4
(0)1③平成9年2

①富士運輸株②0
(0)1③平成9年2

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

非建設業

◆愛知県◆

①中北薬品株松軒工場
②1(0)0③昭和61
年6月4事業場廃止

①トレディア株名古
屋支店②1(0)0③不
明④なし

①社団法人全日本検数
協会名古屋支部②1
(0)0③不明④なし

①川西倉庫株名古屋支
店②1(0)0③不明④
なし

①大源海運株②1
(0)0③昭和38年④
平成15年⑤昭和4なし

①大洋海運株②1
(0)0③不明④なし

①東レ株名古屋事業場
②1(0)0③昭和26年
④平成18年⑤昭和
55年⑥平成17年11月
4なし

①株やまみ服部造船所
②1(1)0③不明④事
業場廃止

①日本車両製造株②4
(0)1③平成9年2

①富士運輸株②0
(0)1③平成9年2

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

(2)4③昭和32年④ろ
47年7月④事業場廃止
①日本車両製造株鳴海
製作所②1(1)0③昭
和51年10月④56年10月④
なし

①日本特殊陶業株本社
工場②1(0)0③昭和
41年④平成19年8月④な
し

①日本車両製造株豊川
製作所②4(3)6③昭
和46年5月④49年④なし

①東レ株岡崎工場②1
(0)0③昭和35年④平
成18年8月④なし

①株グランドタマコシ
②1(0)0③不明④事
業場廃止

①株IH愛知工場②
1(0)0③昭和48年5
月④55年⑤昭和4その他
①株エーアンドエー愛
知②1(0)0③昭和45
年④平成7年④なし

①日本高圧電気株②1
(0)0③昭和61年④
昭和4なし

①株小鈴自動車②1
(0)0③不明④なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①東芝セラミックス株
刈谷製造所(現コバレン
トマテリアル株刈谷事業
所)②1(0)0③昭和
55年④平成17年11月
4なし

①豊和産業株②1
(0)0③不明④事業場
廃止
①三共エンジニアリン
グ株②1(0)0③不明
④事業場廃止

①東レ株愛知工場②1
(0)0③昭和26年④ろ
平成17年9月④なし

◆岐阜県◆
①ニチアス株羽島工場
②1(0)0③昭和18年
④平成15年④なし

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

①日本アスベスト株羽
島工場(現ニチアス株羽
島工場)②2(1)0③
昭和18年④平成15年④な
し

全国一斉

アスベスト被災者救済 110番

主 催 : 重工産業労働組合愛知支部

石播愛知「アスベスト被害を考える会」

協 力 : NPO愛知健康センター

期 日 : 2012年9月29日～30日(土・日)

時 間 : 10:00～16:00

電 話 : 052-682-3211

相談対応 : 医師、弁護士、労組員ほか

(現JFEエンジニアリ
ング株津製作所)②1
(0)0③昭和44年④53
年④なし

①本田技研工業株鈴鹿
製作所②1(0)0③昭
和42年8月④平成19年3
月④なし

基金支部の運営に 審査会長抗議の辞任

地方公務員災害補償基金

平成23年7月30日

名古屋市支部長 河村たかし殿

第1 申入れの趣旨

- 1 平成23年1月5日付けでなされた被災者山田明氏の公務外認定を撤回されたい。
- 2 地方公務員災害補償基金名古屋市支部審査会が、独立・公平に審査できるよう監督・指導されたい。

第2 申入れの理由

- 1 平成23年1月5日、地方公務員災害補償基金名古屋市支部は、支部長河村たかし名義で名古屋市バス運転士山田明氏の焼身自殺について、公務外と認定されました。

しかしながら、公務外の認定は以下の理由により撤回されるべきです。

第1に山田明氏が自殺するに至った直接の原因が「えん罪」と言うことが明確になったことです。（一部省略）、公務外の認定に対する審査請求の証拠調べの段階になって、市バスのBDCSデータから事故が発生した車輛を運転していたのは山田明氏でないことが判明しました。山田明氏は、えん罪を苦に自殺したものですから、公務外の認定は誤りであり撤回されるべきです。

公務外の撤回を求めるもう一つの理由は、平成24年3月16日に公務災害の認定基準が改定され（一部省略）いじめやハラスメントが公務上と認定する事由として新たに認定基準に追加されるので、山田

明氏についても、公務外の認定は撤回し、あらためて公務上災害と認定されるべきであります。

- 2 山田明氏の事件は、公務外の認定に対して、平成23年3月1日に審査請求の申立がなされ、現在、地方公務員災害補償基金名古屋市支部審査会（以下審査会といいます）に係属しております。

ところが、山田明氏の事件が審査会に係属した直後の平成23年4月1日付の人事異動により、公務外の認定に関与した係長が、審査会担当の係長に異動し、審査会における事案の説明において、えん罪やパワハラの有否は審理の対象とならない旨の説明をしております。

原処分に関与した事務局が、原処分を第三者の立場から独立・公平に審査する審査会に出席して公務外とした原処分を擁護する意見を述べることは違法であります。

このような異常な事態が続いたために、弁護士の審査会会長は、支部審査会の独立性及び公平性が補償されないとして、平成24年4月17日に辞任されるに至りました。いわば「抗議の辞任」です。

地方公務員災害補償基金名古屋市支部の最高責任者である河村たかし氏は、審査会が独立・公平な審査機関として適切に機能するよう監督・指導されるよう強く要請します。

以上

基金支部審査会会長の辞任事件に思う。

吉川正春

地方公務員災害補償基金名古屋市支部審査会会長が任期途中、しかも案件審査の終盤において異例の辞任をされる事態があった。辞任に至った背景について、今回辞任された会長が明らかにされた事実は、公務災害に関する公正な審理を明らかに損なうものであり、審査会の独立性を否定するものである。

原局（交通局）及び総務局（基金支部）は事実を正しく審理することなく、しかも明らかなえん罪行為（転倒した乗客のバスの運転士ないことが判明）を反省することなく、これは原処分を維持しようとするなにもでもない。

やってもいないことをやったと決めつけられ、警察まで連れて行かされ、調書をとられ、翌日抗議の自殺をした事実から見れば、原局（交通局）及び総務局（基金支部）の行為は、一人の命を奪ったことの重大さを認識せず、しかも審査会の独立と公平性を損なう犯罪行為と言わざるを得ない。

今回の行為にかかわった関係者を明らかにし、処分を求める。そして、地方公務員災害補償法にもとづく、速やかな判断を示し、山田さんの公務災害を認定すべきである。

9月10日 審査請求棄却の不当決定が出される

労災事故が起こったらどうするか

「2002年12月7日夫の死はあまりにも悲しい出来事で涙が止まらなくて、ずっとずっと泣いていた私・・・」としるしているのは小出典子さんです。夫の葬式の日は何ものすごく大きな声で喚き散らし泣き叫んでいました。その録音があるのです。

過労死は遺族に底知れぬ深い悲しみを与えるできごとです。しかし過労死は一向に減る兆しがありません。そして、過労死させられた人で労災として認定されるのは、ほんのひと握りの人たちです。圧倒的多数の過労死遺族は泣き寝入りさせられていると行って間違いありません。また、認定を取る道は長く苦労に満ちています。それはどうしてか。一年ぐらいかけて、愛知健康センターで体験したことを中心に世の中の不正を暴き、問題を提起するシリーズを始めたいと思います。とりあげて欲しいことがあれば、申し出てください。

(1) 労基署での審査制度と裁判闘争の違いについて

労働者が過労死を認定されると、労災保険（公務員の場合は公務上と認定されれば国家公務員災害補償法・地方公務員災害補償法）から遺族に対して①葬祭料 ②遺族補償給付として一時金と遺族年金、子供の就学・保育費用を援護する制度を受けることができます。ただし、請求の時効は5年です。

保険の給付を得るためには遺族が労災申請をしなければなりません。面倒なこの手続きをして労基署の判断を仰ぎ、不支給になれば、60日以内に審査請求ができます。この審査が3カ月経過しても決定が出ないとき、あるいは不支給になれば60日以内に再審査請求ができます。再審査請求して3カ月経過しても決定がでなければ、その結論を待たずに地方裁判所に提訴することができます。

(2) 愛知センターで扱った47件の過労死・過労自殺事件の経過

労働基準局の支部審査会で認定されたのは7件、再審査で認定されたのは1件、中央審査会で認定されたのは1件です。合計9件、47件の19%です。

一方、地裁で認定されたのは11件 和解は5件 敗訴は3件です。高裁で認定されたのは5件 和解は4件 敗訴は1件です。最高裁で勝訴は2件 敗訴は7件でした。

裁判で決着したのは合計38件で、全47件の81%でした。

この結果から見ると労働基準局での審査で最終決定がだされたのは19%で裁判での最終決着が81%ですから、審査会が遺族の救済という機能を失っていることを示しています。

(3) それはなぜでしょうか。

労働基準局では労災認定をする場合、認定基準があり、それに沿って審査するので、審査基準に合わない事件、審査基準に記載されていない事件ははじめから「不認定ありき」で審査されるのです。この段階では認定基準に制約された判断しか出せないのです。しかも、労基署や県の労働局の独自の判断をしばる「中央へのお伺い」をしなければならないので、不認定が多くなるのです。

本来「早急な遺族の救済」が目的の労災ですが、3つの関門を通るのに3年から5年ぐらいかかっています。それだけ時間をかけても不認定ですから、その間の人件費と失われる時間、遺族の苦しみは膨大です。堀さんや、倉田さんの審査で国側の代理人になったある弁護士は「公務災害申請をするな」と言わんばかりに「認定されたら、そのお金はどこから支払われるのか知っていますか。国民の税金ですよ」という趣旨の発言をしている。この弁護士は堀さんの場合、最高裁まで上告して、負けていますから彼に支払われた給料は莫大な税金の無駄使いそのものではないでしょうか。

審査請求の後、やっと裁判所で白黒が争えま

す。裁判官は「法と正義」に従って、何者にも支配されずに判断できる立場にあります。もっとも、そうでない場合もあるようですが「労災認定基準」なるものに縛られはしません。だから、新しい認定基準は裁判で負けが続き、とりわけ高裁や最高裁で国が負けると厚労省は基準の見直しをせざるをえなくなり、認定基準の一部改正がおこなわれるのです。

中電の藤田裁判の名古屋高裁での勝利判決がメンタル疾患の認定基準を見直しさせる大

きな力になったことはよく知られています。最近では小池裁判の最高裁決定が障がい者の労災認定を個人を基準に判断しなければならないという決定をくだしていますから、これも、認定基準の見直しが早急におこなわれなければなりません。厚労省は小池判決を個別の事件として見過ごそうとしています。これを許さない世論をつくりあげなければなりません。

長くかかりすぎる労災の認定はたださなければならぬ日本の課題です。

愛知健康センターのかかわった主な過労死・過労自殺事件の解決に要した年月

事件名	労基署 年・月	労働局 年・月	中央審 年・月	審査年数 年・月	地裁 年・月	高裁 年・月	最高裁 年・月	全合計 年・月
倉田事件	3年3月	2年1月	0年8月	9年9月	1年9月	1年7月	8月	14年0月
鈴木事件	3年2月	2年8月	3年9月	10年1月	4年8月	2年5月		12年0月
堀 事件	2年2月	1年10月	0年3月	4年3月	3年5月	1年8月	2年9月	11年9月
小池事件	0年10月	0年8月	1年7月	5年5月	2年6月	2年1月	1年3月	11年8月
小出事件	1年9月	0年3月	0年3月	2年5月	2年11月			11年0月
藤田事件	1年7月	0年3月	2年7月	5年8月	3年2月	1年4月		7年11月
杉山事件	2年2月	—	—	2年2月	2年8月	0年11月		7年3月
内野事件	1年8月	1年3月	0年3月	3年3月	2年5月			6年8月
平均月数	24.9月	15.4月	16.0月	60.0月	35.3月	19.7月	24.0月	

文責 宮崎脩一



「2013 年会誌」発行

○原発特集 「原発ゼロ」の一点で多彩な顔ぶれが提言されています。

岩田(東海民衆センター)

エサマン(ユニオン役員)

木村(郷土史研究家、メディア教室幹事)

小林(みどり東海準備責任者)

酒井(日本科学者会議、大学非常勤講師)

田中(愛労連副議長、原発問題担当者)

司会、近森(健康センター)

記録、荒木・今枝・鈴木(健康センター)

他に大野さん、樽松さん、鈴木さん、宮崎さんから記事をいただきました。

○「過労死防止基本法制定」の緊急かつ重要な意義が弁護士、遺族の座談会から明らかにされています。裁判を闘った原告の思いも綴られています。

○ 昨年から今年にかけ、障がい者を巡る裁判が続きました。

会員は無料でお送りします。

会員以外の方は500円有料販売です。



11月21日(水)午後6時開場、6時30分開演
アートピアホール(名古屋市青少年文化センター)

栄・ナディアパーク(地下鉄矢場町駅下車)

一般3800円 学生2000円

チケットは名古屋演劇鑑賞会 TEL 052-932-3739

あなたと健康センターをつなぐ

交流のページ (原稿募集中)

みなさんのお手元に隔月で「愛知健康センター」のニュースをお届けしています。労働安全衛生に関わる動向や労災関係裁判の報告が主です。

顧問の山田信也氏から「会員一人一人がそれぞれの思いがあってセンターに加入している。会員のみなさんにも参加いただいて、みんなでつくるニュースをめざしてはどうか」とのアドバイスをいただきました。今年1月号からは事務局日誌はとりやめ、内部資料としました。このページを使って交流のページにするよう事務局で話し合いました。

①すべての個人会員を対象とします。

個人会員から無作為で選び、ご案内します。

②原稿の内容(特に決めごとはもうけません)

- ・ 会員になったきっかけ
- ・ 健康センターに期待すること
- ・ 職場得た労働安全衛生の思いで
- ・ 職場・地域の仲間作りの体験

あなたの貴重な体験をご披露ください。

③字数600から1400字くらいの間で

写真なども歓迎です。是非ご協力下さい
締め切りなどその都度ご連絡します。

※ 団体会員には「職場の労働安全衛生」などのコーナーで協力頂いています。

公務災害認定を求める

署名・カンパ、夏季学習会のとりのくみ



愛知県高等学校教職員組合・労安担当
副委員長 原田邦彦

(1) 風岡公務災害認定を求める署名・カンパのとりのくみ

2009年9月29日、学校に1人で残って仕事をされていた岡崎商業高校の風岡義広先生が、意識不明の状態に倒れているのを23時半過ぎに巡回中の警備員が発見し、救急車で病院に搬送されましたが、意識の戻らないまま10月3日に亡くなりました。死因はくも膜下出血、42歳でした。

風岡先生は、情報処理科主任として、校内ネットワーク管理者として生徒全員のパソコン管理や教員の機器のメンテナンスや相談に携わり、かつ、全国大会準優勝など実績のある情報処理部顧問でもあり、平日の業後だけでなく、土曜・休日も指導にあたり、学校HPの更新もするなど、大変多忙な毎日を過ごしていました。直近一ヶ月の時間外労働の時間は、把握できているだけで過労死認定基準である月100時間を超えていました。こうした実態から風岡先生の死亡は、長時間におよぶ時間外労働による疲労の蓄積が原因であり、公務災害であることは明らかであると考えます。

しかしながら、2012年1月、地方公務員災害補償基金愛知県支部（支部長大村秀章）は、風岡先生のご遺族が行った公務災害申請に対し、「公務外の災害」との認定を行いました。

これは、学校現場の実態や教員の仕事の特殊性、約10人に1人が100時間以上の時間外勤務を行う（2011年度在校時間記録簿 県教委集約結果）など恒常的な時間外勤務を行っている教員の労苦に背を向けるものであり、被災者本人及び遺族を救済するという公務災害補償制度の趣旨にも反するものといわざるを得ません。

今回の決定をうけて愛高教は、「公務外」の

災害とした通知書の内容を職場全体に伝え、ご遺族の了解を得て、弁護士にも依頼して、不服審査請求をすすめています。

風岡先生の死亡が公務災害と認定されることは、遺族の方々への補償のためだけでなく、県立学校における深刻な時間外勤務の実態を改善していくためにも、大きな意義を持つものと訴えました。こうして、「岡崎商業高校風岡先生の事案について、「公務外」の災害とする認定の取り消しを求める要請署名」を6833筆集約しました。

「公務外」の認定に対する不服審査請求について、全教職員対象に、1人100円以上のワンコイン・カンパを募り、目標を上回る59万円超を集めることができました。

岡崎商業高校 風岡先生の公務災害認定を！

2009年9月29日、学校に1人で残って仕事をされていた岡崎商業高校の風岡義広先生が、意識不明の状態に倒れているのを23時半過ぎに巡回中の警備員が発見し、救急車で病院に搬送されましたが、意識の戻らないまま10月3日に亡くなりました。死因はくも膜下出血、42歳でした。

2012年1月、ご遺族から風岡先生の死亡について、公務災害申請がなされました。しかし、2012年1月、地方公務員災害補償基金愛知県支部（支部長大村秀章）は、この事案を「公務外」の災害と認定しました。今回の決定をうけて私たちは、ご遺族の了解を得て、弁護士にも依頼して、不服審査請求をすすめています。

— 組織のうち91時間15分しか認定せず！ —
今般、公務災害認定の第一の要件は、基金が認定した勤務時間（91時間15分）が、「月100時間」に達していないからです。提出された学校側の資料には120時間の超過があるにもかかわらず、提出された日、日曜日に付いた勤務時間認定の業務など約38時間を認められています。出勤時間は、ほぼ一律に19時と認定し、それ以降に入社後の出勤は考慮されていません。当時の関係の者が、そんな時間に出勤しているはずがないと述べていますが、認められています。さらに、基金は「風岡先生が出勤する時間も出勤であった」と、くも膜下出血を自己責任とするなど、極めて不当な判断をしています。

— 明日はわが身と恐れる方もあるのでは？ —
風岡先生が亡くなった2009年には「在任期間認定書」はありませんでした。もしも1年早く「認定書」が導入されていたら、より正確な時間把握ができ、認定結果も変わっていたと思われ

ます。風岡先生の死亡が公務災害と認定されることは、遺族の方々への補償のためだけでなく、県立学校における深刻な時間外勤務の実態を改善していくためにも、大きな意義を持つものと訴

えられました。こうして、「岡崎商業高校風岡先生の事案について、「公務外」の災害とする認定の取り消しを求める要請署名」を6833筆集約しました。

「公務外」の認定に対する不服審査請求について、全教職員対象に、1人100円以上のワンコイン・カンパを募り、目標を上回る59万円超を集めることができました。

今回の決定をうけて愛高教は、「公務外」の災害とした通知書の内容を職場全体に伝え、ご遺族の了解を得て、弁護士にも依頼して、不服審査請求をすすめています。

風岡先生の死亡が公務災害と認定されることは、遺族の方々への補償のためだけでなく、県立学校における深刻な時間外勤務の実態を改善していくためにも、大きな意義を持つものと訴

えられました。こうして、「岡崎商業高校風岡先生の事案について、「公務外」の災害とする認定の取り消しを求める要請署名」を6833筆集約しました。

「公務外」の認定に対する不服審査請求について、全教職員対象に、1人100円以上のワンコイン・カンパを募り、目標を上回る59万円超を集めることができました。

今回の決定をうけて愛高教は、「公務外」の災害とした通知書の内容を職場全体に伝え、ご遺族の了解を得て、弁護士にも依頼して、不服審査請求をすすめています。

風岡先生の死亡が公務災害と認定されることは、遺族の方々への補償のためだけでなく、県立学校における深刻な時間外勤務の実態を改善していくためにも、大きな意義を持つものと訴

えられました。こうして、「岡崎商業高校風岡先生の事案について、「公務外」の災害とする認定の取り消しを求める要請署名」を6833筆集約しました。

「公務外」の認定に対する不服審査請求について、全教職員対象に、1人100円以上のワンコイン・カンパを募り、目標を上回る59万円超を集めることができました。

今回の決定をうけて愛高教は、「公務外」の災害とした通知書の内容を職場全体に伝え、ご遺族の了解を得て、弁護士にも依頼して、不服審査請求をすすめています。

風岡先生の死亡が公務災害と認定されることは、遺族の方々への補償のためだけでなく、県立学校における深刻な時間外勤務の実態を改善していくためにも、大きな意義を持つものと訴

えられました。こうして、「岡崎商業高校風岡先生の事案について、「公務外」の災害とする認定の取り消しを求める要請署名」を6833筆集約しました。

「公務外」の認定に対する不服審査請求について、全教職員対象に、1人100円以上のワンコイン・カンパを募り、目標を上回る59万円超を集めることができました。

今回の決定をうけて愛高教は、「公務外」の災害とした通知書の内容を職場全体に伝え、ご遺族の了解を得て、弁護士にも依頼して、不服審査請求をすすめています。

風岡先生の死亡が公務災害と認定されることは、遺族の方々への補償のためだけでなく、県立学校における深刻な時間外勤務の実態を改善していくためにも、大きな意義を持つものと訴

えられました。こうして、「岡崎商業高校風岡先生の事案について、「公務外」の災害とする認定の取り消しを求める要請署名」を6833筆集約しました。

「公務外」の認定に対する不服審査請求について、全教職員対象に、1人100円以上のワンコイン・カンパを募り、目標を上回る59万円超を集めることができました。

今回の決定をうけて愛高教は、「公務外」の災害とした通知書の内容を職場全体に伝え、ご遺族の了解を得て、弁護士にも依頼して、不服審査請求をすすめています。

風岡先生の死亡が公務災害と認定されることは、遺族の方々への補償のためだけでなく、県立学校における深刻な時間外勤務の実態を改善していくためにも、大きな意義を持つものと訴

えられました。こうして、「岡崎商業高校風岡先生の事案について、「公務外」の災害とする認定の取り消しを求める要請署名」を6833筆集約しました。

「公務外」の認定に対する不服審査請求について、全教職員対象に、1人100円以上のワンコイン・カンパを募り、目標を上回る59万円超を集めることができました。

今回の決定をうけて愛高教は、「公務外」の災害とした通知書の内容を職場全体に伝え、ご遺族の了解を得て、弁護士にも依頼して、不服審査請求をすすめています。

風岡先生の死亡が公務災害と認定されることは、遺族の方々への補償のためだけでなく、県立学校における深刻な時間外勤務の実態を改善していくためにも、大きな意義を持つものと訴

えられました。こうして、「岡崎商業高校風岡先生の事案について、「公務外」の災害とする認定の取り消しを求める要請署名」を6833筆集約しました。

風岡先生支援の署名とカンパを全教職員に訴えるチラシ

さらに、「過労死防止基本法」制定を求める請願署名も、同時期に職場に配付し、情宣をしやすかったことから、4095筆を集約することができたわけです。風岡公務災害認定や賃金関係の署名は氏名だけですから、住所も記入する請願署名としては、よく集めることができました。

これらことから言えることは、労安問題は喫緊の課題であり、とりくみがどの職場でも求められていること、真摯に訴えれば、署名・カンパほかのとりくみも前進するということではないでしょうか。背景には、過労死の問題をわが事として考えることができるくらいの多忙さがある学校現場の現状に加え、学校で倒れても、「公務外」とされる地方公務員災害補償基金の非情さに対する憤りや反発が、これらの署名・カンパに込められていると思います。

今後、「公務外」の認定に対する不服審査請求で、10月に予定されている、口頭意見陳述にむけて準備をすすめているところです。

(2) 愛知県教育会長会総括安全衛生会長会を通じての活動

今年度の第1回総括安全衛生会長会が7月17日に開催され、県教委より「平成23年度面接指導等の実績調査の状況」、「県立学校における長時間労働による健康障害防止のための取組状況」および「所属衛生会長会の開催状況」ほかについて資料の説明がされました。

この会議は、教育会長会の管理部長を会長長に、衛生管理医のほか、総務・財務・教職員・福利・健康学習の各課長及び校長1名と学校会長が6名という構成になっています。

出席した愛高教の5名の会長から質問・意見を述べました。

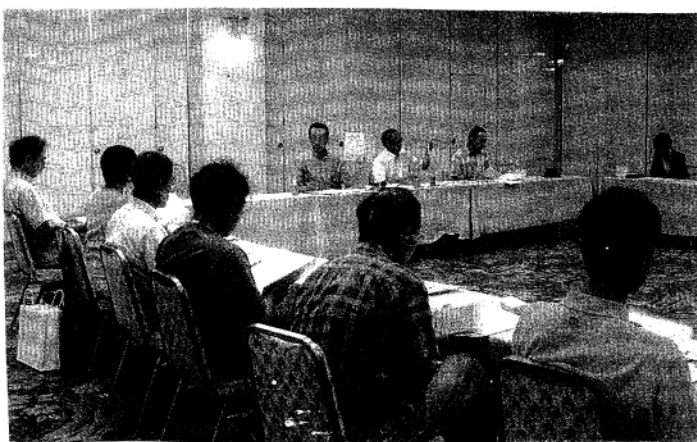
特に、心の相談員に外部の保健師を充てるところを、養護教諭が行っていることの問題点を指摘しました。とりわけ養護教諭の場合、知り合いである可能性があり、見直しを求めました。

協議事項については、愛高教の実施した労安アンケートをもとに、要望をしています。職員会議で「心の健康づくり計画」が周知された学校は3分の1未満であることから、自己診断チェックリスト、ストレスセルフチェックの配

付・回収・調査を働きかけました。

さらに、所属衛生会長会への講師紹介はあっても、予算措置はないなどの不備を指摘し、労安関係の予算増を改めて要望しました。また、「開催数増加に伴う変化なし」が6割という回答をみると、会議開催の形骸化も心配されます。健康を害しないよう予防するための調査・面接指導をすすめるのが目標であるはずである、と更なる対応策を求めました。

管理職メンタルヘルス研修会の実施については、これまでの総括安全衛生会長会の活動の成果であり、研修会資料の公開と内容の充実を求めました。



夏季学習会の様子

(3) 愛高教・夏季学習会での労安分科会

8月25、26日夏季学習会を開催し、労安分科会では各学校現場の問題意識を交流しました。「校長が遅くまで頑張っている人に、早く帰れとは言えない」という姿勢や書類上は、所属衛生会長会を月1回開催となっているが、実際は行事の読み替えだなどの問題点が指摘されました。一方、「職場環境の改善に関心を持つ人が少しずつ増えた」という報告も出されました。

また、管理職のメンタルヘルス研修会の資料を、県教委から入手して検討しました。管理職のこの研修会は、昨年の初回は全校長、今年は全教頭+新任校長を対象に実施されています。「新型うつ」への対応や臨床心理士による講義とロールプレイなど、愛高教の要望も入れた一定の前進もみられます。

今後も、管理職の「安全配慮義務」への意識の向上、メンタルヘルス問題への善処などを求め続けていくことの必要性を確認しました。

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。(順不同)

公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目していることが伝わるように、あなたも傍聴に参加してください。署名にご協力ください。

倉田裁判—最高裁

(刈谷市職員過労死の公災認定を求める訴訟)

9月4日(火)、上告受理申立を棄却する通知が届きました。今後の扱いは9月18日事務局会議、10月24日弁護団会議で相談します。

鳥居裁判—地裁

(豊橋教員部活動中に倒れ、公災認定を求める)

7月13日、結審。10月26日(金)14:30判決。最終版に向けて上申書提出運動に取り組んでいる

吉田裁判—地裁

アイシン労働者腱鞘炎で労災裁判、私傷病解雇

8月21日裁判で宇土医師意見書への反論書が提出されました。労災裁判を重視し取り組みます。次回は10月30日10時から法廷で行われます。

原田パワハラ自死事件—地裁

労働局が不支給を取り消し、支給が決定

8月27日、進行協議で被告は暴力事件を含め全面的に争うとの主張。次回は10月29日進行協議。

関岡パワハラ自死事件—中央審査会

(元寺井土木取締役、パワハラで自死。再審査請求)

<お詫び>

先号は「見出し」が消え山田さんの内容と合体してしまいました。

再審査請求を4月27日(金)提出し、追加の補充書を提出準備の過程で、毎日の営業記録(出勤、出先、自動車の運行記録など)が1年前以前の分しかなく、亡くなる日からちょうど1年分がないことが判明。情報公開窓口を確認をしたら「資料の全ては公開した」とのこと、判定に関わる重要な資料の調査がなされていないことを問題視。

8月日岡崎労基署担当官を訪ねるが明確な説明は得られず。10月2日、中央審査会が東京で行われる。

市バス運転士山田事件—基金支部審査会

(パワハラで自死、基金審査会で審査中)

9月10日基金支部審査会から決定がでたとの通知。山田さん水野弁護士、支援する会が受け取りに行くが審査請求棄却。再審査請求の申立。9月23日事務局会議。10月5日支援する会第4回総会を開く。

お詫び

先の22期総会資料で団体会員の項で「重工業労働組合」が抜けていました。訂正追加をお願いします。

写真に求めるものは 生活感やドラマ

愛知健康センター事務局

木村 政利



鈴木明男さんや美穂さん達から定年後は健康センターの事務局へ入るように誘われていました。会社の定年行事には健康センターから大勢の人がわざわざお祝いに駆けつけてくれ、結局優柔不断な私は断り切れずに事務局へ入ることになりました。

さて、健康センターに入って最も困るのがいろいろな場面でのスピーチです。会社は一人職場で、1日黙々と働いていればそれで済んでいましたが、ここではそうはいきません。事務局会議での発言はもちろん何々交流会や飲み会などでも発言を求められると口べたな私は順番が来るまでドキドキハラハラ、頭の中は真っ白け。きっと私みたいな人間が鬱になるんだろうなとつい落ち込んでしまいます。

次に悩ましいのが文書を書くこと。皆さんご存じの通り愛知健康センターは2月に一度機関誌を発行していますし、年会誌も発行しています。レポートを書けと言われるのはある程度覚悟はしているものの、国語の成績は並み以下の自分には悩みの種。パソコンの白紙の文書ファイルと何度もにらめっこを繰り返しては電源を切ることの繰り返し。自己嫌悪に陥ります。

今回機関誌を発行するに当たって「おまえはエッセイを書け」と宣託が下りました。私が写真撮影好きなので写真に関することを書いたら、とテーマもなんとなく決まっていたのですがパソコンの前で自己嫌悪の毎日です。

私が勤めていた住友軽金属には井料さんというプロ級のカメラマンがいましたが、私の腕は彼の足元にも及ばないのは事実。それでも一応、好きは好き。ただ井料さんのように被写体に密着したり深く掘り下げたりする力がないため写真が平板になりますね。昔、撮影会で撮った写真があるカメラマンに、おまえの写真は「絵はがきみたいだ」と言われました。写真に生活感やドラマ・訴えるものが無いんですね。でも「絵はがき」と言うことは誰がみてもキレイなんだと、自分を慰めています。

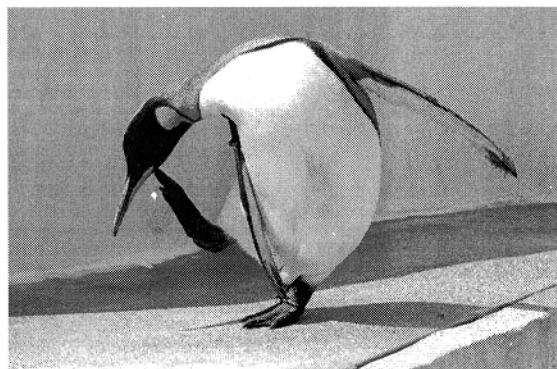


写真1 犬山城にて 休憩している女性をストロボを使わずに
シルエット風に撮りました



写真2 東山動植物園にて ペンギンの仕草がおもしろくて、
これは絶好のシャッターチャンス！

最近城の写真や、東山動植物園へ通って撮っています。根が淡泊なせいか、被写体に執着もせず、やはり自分の写真はどれを見ても「絵はがき」だなと思ってしまいます。感性というものはなかなか上達しないものなのか、それとも天性なのか。プロ級の腕など期待せず自己満足で撮り続けています。



日 程

9月 1日(土)	名労職研アスベスト学習会	13:30～ 瑞穂生涯学習センター
2日(日)	一宮地域センターアスベスト 110 番	10:00～ 一宮センター
3日(月)	事務局会議	10:00～ 事務所
	第 2 回 原発懇談会	18:30～ 事務所
4日(火)	吉田さん(中電)打合せ	15:30～ 共同法律
5日(水)	豊橋市職労安学習会講師派遣	18:00～ 豊橋市職員会館
6日～8日	反貧困キャラバン	名古屋市内
6 日(木)	手塚・鳴海裁判支援する相談会	18:00～ 南部法律
7 日(金)	梅尾裁判判決	10:00～ 名古屋地裁
	アスベスト対策愛知連絡会事務局会議	14:00～ 労働会館
	居酒屋センター	18:00～ 事務所
9日～10 日	事務局員歓迎会	(琵琶湖)
10 日(月)	ユニオン懇談会	18:00～ 事務所
	市バス山田基金支部裁決受け取り	16:00～ 名古屋市役所
	過労死判例研究会	18:30～ 水野事務所
14 日(金)	熊沢裁判	10:30～ 名古屋地裁
15 日(土)	愛知争議団例会	14:00～ 労働会館
18 日(火)	関岡弁護団	15:00～ 共同法律
	倉田事務局会議	19:00～ 刈谷民商
19 日(水)	全国センター理事会	8:30～ 東京
24 日(月)	事務局会議	10:00 ～ 事務所
	市バス山田事務局会議	18:00～ 事務所
25 日(火)	高比良さん打合せ	14:00～ 事務所
27 日(木)	堀弁護団会議	12:30～ 南部法律
28 日(金)	手塚・鳴海裁判支援する準備会	14:00～ 南部法律
28～29 日(金・土)	全国過労死弁護団総会	京都
29～30 日(土・日)	重工産労アスベスト 110 番	10～16 時 南部法律
10 月 2 日(火)	関岡中央審査会	東京
3日(水)	鳴海、手塚裁判	11:00～ 名古屋地裁
3～4日	なくせじん肺キャラバン三の丸街宣と交渉	14:00～ 愛知県
4日(木)	愛知健康センター22 期第 1 回理事会	18:30～ 労働会館
5日(金)	市バス山田さん支援する会総会	18:30～ 労働会館
9日(火)	事務局会議	10:00～ 事務所
11 日(木)	脱原発懇談会	18:00～ 事務所
14 日(日)	国民救援会愛知総会	10:30～ 労働会館
16 日	ユニオン懇談会	18:30～ 事務所
20～21 日	全国センター職場労安交流会	大津
22 日(月)	事務局会議、10:00～	10:00～ 事務所
	梅村裁判	10:00～ 名古屋地裁
23 日(火)	倉田弁護団会議	16:30～ 第一法律
26 日(金)	鳥居裁判高裁判決	14:30～ 名古屋高裁
27 日(土)	東海労働弁護団総会	13:30～TKR 名古屋ビジネスセンター
28 日(日)	自治労連労安学校講師派遣	
30 日(火)	吉田裁判	10:30～ 名古屋地裁
11 月 20～21 日	厚生省交渉、過労死防止院内集会、全国家族の会総会	東京
23 日(金)	過労死110番	10～16 時 事務所
12 月 7 日(金)	弁護士交流会	16:00～ 事務所